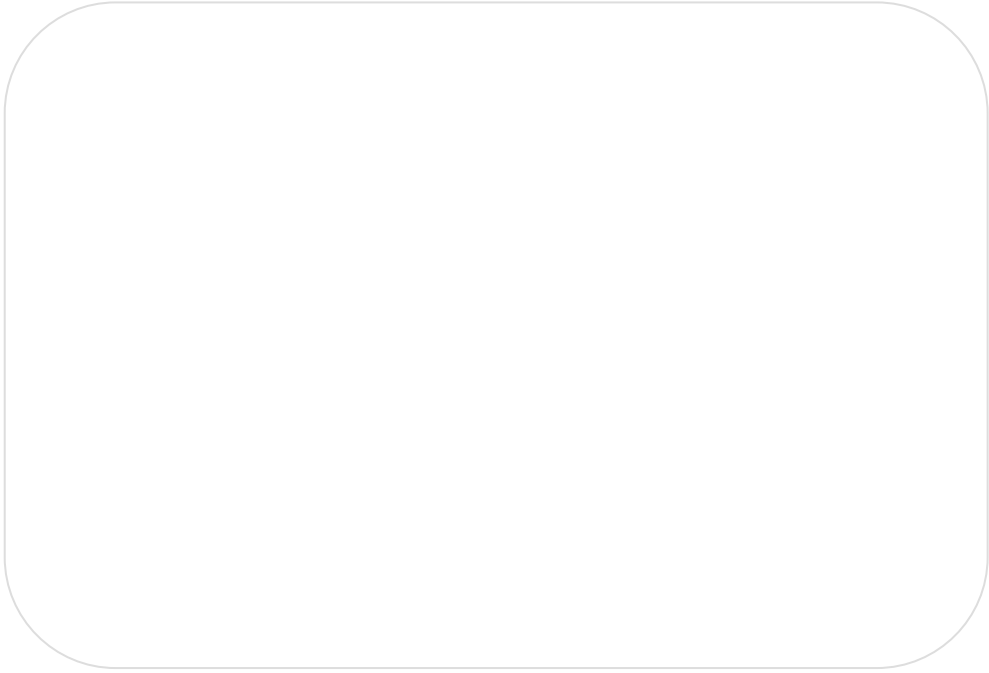




Hitotsubashi University
Institute of Innovation Research



一橋大学イノベーション研究センター

東京都国立市中2-1
<http://www.iir.hit-u.ac.jp>

アドボカシー・チャンネルとしての諮問機関¹

審議会と懇談会の使い分けに着目して

一橋大学イノベーション研究センター特任助手

尾田 基

要約

企業が行政機関に対して、政策の変更や法の整備を主張し説得する場合には、さまざまなアドボカシー（擁護，唱道）・チャンネルが想定される。また，各省庁はそれぞれが直面している課題環境に応じて，常用する情報収集手段が異なっている。本論では，行政機関が諮問機関として設置する審議会・懇談会の開催状況についての情報を収集し，量的データによる比較検討を行った。主たる発見事実は 2 つある。第 1 に，近年にいたるほど公式的で制約が多い審議会の開催回数が減り，法的根拠の無い懇談会が多用されるようになってきていることである。第 2 に，省庁別の開催状況を確認すると，審議会と懇談会を使い分ける省庁があるだけでなく，審議会か懇談会かの一方を多用する省庁もあることがわかった。このような違いによって，アドボカシー活動を推進する際に生じる問題点が異なることが予想される。

1. 導入

本論は，企業が新規性の高い事業を推進する際に，政策の変更や法制度の整備が必要であるような場合に，どのように政策立案システムに関与していけばいいのかという問題意識にたって進められている一連の研究の一部である（尾田，2013）。特に本論では，政策形成過程の初期段階にあたる審議会や研究会等の諮問機関に焦点をあてる。これらの諮問機関は民間団体が直接政治参加可能であり貴重なコミュニケーション・チャンネルでありながら，開催状況の全体像や省庁ごとの傾向などの実態解明が十分に進められてこなかった。

¹ 本研究は JSPS 科研費 25885034 の助成を受けて進められている。また，本研究のデータ収集・整理にあたっては，長野亮祐さん（一橋大学商学研究科修士課程），服部奎亮さん（一橋大学経済学研究科修士課程）のご助力を得た。なお，本稿における全てのあり得べき誤りは筆者に着せられるべきものである。

本論の目的は、審議会や懇談会等の諮問機関についての基本的な情報を整理し、省庁毎の傾向を分析することで、民間企業が自社事業の公益性を擁護（advocacy, アドボカシー）するための示唆を得ることにある。

2. 政策形成への関与する方法と類型

企業が政治や行政に対して自社の立場を主張する活動は、一般にロビイング（lobbying）やアドボカシー、パブリック・アフェアーズ（public affairs）と称されてきた。これらの研究では、政治や行政への多様な参画手法が分類・整理されてきた。ロビイングの手法は大きく分けて、インサイド戦術とアウトサイド戦術に分けることができる（山本，2010）。インサイド戦術とは、民間企業が行政機関と直接折衝する方法の事である。当事者同士が直接コミュニケーションをとり、通常このような会合は外部に公開されないため、いつ、どのように会合が開かれ、誰と誰が何について話し合われたかということについて第三者は観察することができない。

アウトサイド戦術は新聞等のマスコミを利用し、問題を広く社会に対して公表する手法である。社会的に問題が認知されることで、問題の提起者は行政と公開の場で討論することができるようになる。アウトサイド戦術が望ましいのは、社会の様々な成員から政策を変えるための後押しを期待できる点にある。ただし、同時に、議論に参加する人々が多様になるために、議論の行く末がより不確実で推測しづらいものとなる欠点もある。

もう一つのロビイングの区分法は、説得の対象者による分類であろう。政府高官や政治家等、立法機関である国会に近い対象者をロビイング対象とすることで、政策変更を推し進める政治的リーダーシップに期待するケースや、規制の担当者である現場の行政官を対象とすることで、専門知識と問題についての正確な理解を期待するケースが考えられる。

社会团体と行政・政治家の接触動向について大規模な質問紙調査を行った辻中・森（2010）によれば、労働組合では政治家との接触が多く、経済団体や業界団体では行政に接触する団体が多いことが明らかになっている。経済・業界団体のうち、行政との接触機会があると答えている団体は66%、政治家と接触していると答えているのは37%である。行政のみとの接触機会があり、政治家との接触していない団体は32%であるのに対して、政治家のみと接触しているのは5%にとどまる（辻中・森，2010，p.137）。この偏りは他の社会团体と比較して著しく高いわけではないものの、経済団体が関係省庁との繋がりを重視している傾向が読み取れる。

接触対象である行政機関の側に目を向けると、行政機関は、社会変化に伴う行政上の課題を認知し対応するために、多様なチャンネルを通じて民間団体や市民から情報収集を行っている。表 1 は行政機関が行政外との情報交換に用いる手法の一覧である。各種有識者を対象とした情報収集の他、市民全般を対象とした手法、地方支部分局を対象とした手法など例えば、笠（1995）は、諮問機関である審議会と懇談会の違いについて、審議会では民主性（正統な手続き）を重視し、懇談会はより専門的な情報収集を重視していると指摘している。近年では経済財政諮問会議など首相直轄の会議における民間有識者の意見表明が政策形成において重要な役割を果たす傾向にある。行政機関は、地方の支部局に対して調査依頼やヒヤリングを行ったり、シンクタンクに調査を委託することもある（城山・鈴木・細野，1999；原田，2012）。

表 1 政策形成に際しての対外的情報収集活動・会合の類型

区分	根拠	例示, 備考
重要政策に関する会議	内閣府設置法第18条-第36条	中央防災会議, 男女共同参画会議, 経済財政諮問会議 総合科学技術会議の4会議。
特別の機関(一部)	国家行政組織法第8条の3 あるいは内閣府設置法第40条	日本学術会議など8会議
総理、副総理または官房長官を構成員とする会議	閣議決定, 関係閣僚会議の決定など	教育再生実行会議など。
審議会等	国家行政組織法第8条の1, あるいは内閣府設置法第37条, 第54条	審議会, 審査会, 調査会, 委員会等の名称。
懇談会等(私的懇談会, 私的研究会, 私的諮問機関と称されることもある)	法的根拠無し, 主に各省の局長級以上による参集	懇談会, 研究会等の名称の会合, 審議会等で用いられる名称を用いない。類似の会合に, 調査研究協力者会議(文科省)。
委託調査	-	シンクタンク等への発注により報告書がまとめられる。
「調べ物」, ヒヤリング	省によって異なる	地方支部分局や地方公共団体への調査依頼や聞き取り調査。旧建設省, 旧運輸省, 旧文部省などにみられる。どの程度民間団体が含まれるかは不明。
パブリックコメント	行政手続法第38条~第45条	意見を公募する制度
市民参加型の会議(公聴会, 熟議的民主主義, コンセンサス会議)	公聴会については行政手続法第10条	広く意見を募るために開かれる会合
直接コミュニケーション	法的根拠無し	行政担当者による直接, 非公開のコミュニケーション

(出所) 西川 (2007), 城山・鈴木・細野 (1999), 城山・細野 (2002), 原田 (2012) を元に筆者作成。

(注) 総理等を構成員とする会議については首相官邸ウェブサイトに一覧があり<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/index.html>>, 審議会・懇談会等については電子政府の総合窓口 e-Gov にリンク一覧がある<<http://www.e-gov.go.jp/link/council.html>> (ただし, 全ての省庁の審議会を網羅していない)。URL はいずれも 2014 年 4 月現在のもの。

ただし, 同じ行政機関であっても省が変われば, 直面する社会環境が異なるために, 情報収集の仕方や民間団体の接触が異なる可能性がある。例えば, 各省庁の政策形成プロセ

スを検討した城山・鈴木・細野（1999）や城山・細野（2002）は、省庁によって局や課単位の独立性や、頼る情報収集チャンネルが異なることを指摘し、政策形成プロセスが多様であることを事例研究によって示している。省庁によって政策形成プロセスが大きく異なるのであれば、その原案を作るための情報収集プロセスも異なり、民間企業との接触の仕方も大きく異なる可能性がある。

ところが、規制緩和等の政策変化過程を扱った研究では、単一事例研究や少数事例の比較研究は豊富な蓄積がなされてきているのに対して、これらの情報収集チャンネルを量的に比較した研究は蓄積が少ない²。このような研究蓄積に至った理由は2つ考えられる。ひとつは、実質的な政策形成の“場”がどのような会合にあったのかを特定するためには、質的な検討と当事者間の意図の理解することなしに進めることは難しい。第2に、1999年に情報公開法が制定される以前の段階では、入手できる資料に制限が多く、量的な分析に足るだけの情報が得ることが難しい状況にあったと推測される。

情報収集活動、あるいは情報収集活動の結果として制度化されたコミュニケーション・チャンネルについて、その実態を量的に把握することができれば、事例研究や、個々の手法に関するより詳細な検討を行った研究を補完するだけでなく、実務的にも価値があると筆者は考えている。行政官は自身が所属する省に精通していたとしても、毎日のように開催される多数の会合が全体としてどのような状況にあるのかを相対的に把握することができるようになる。また、民間企業がアドボカシー活動を行う際に、どのような選択肢があるのか、それぞれの選択肢の問題点がどのような点にあるのか検討するための基礎資料として重要になるはずである。

3. 審議会と懇談会

表1に挙げたように、行政機関と民間団体のコミュニケーション・チャンネルには多様な形態が存在する。本研究では、その中でも特に、行政上の諮問機関である審議会や懇談会について実態調査を行った。これらの会合は、専門的知見から政府や行政の意思決定を支援するために開催される会合であり、大学教授や弁護士、企業経営者、ジャーナリスト、各種社会団体の代表者などの有識者によって構成される。

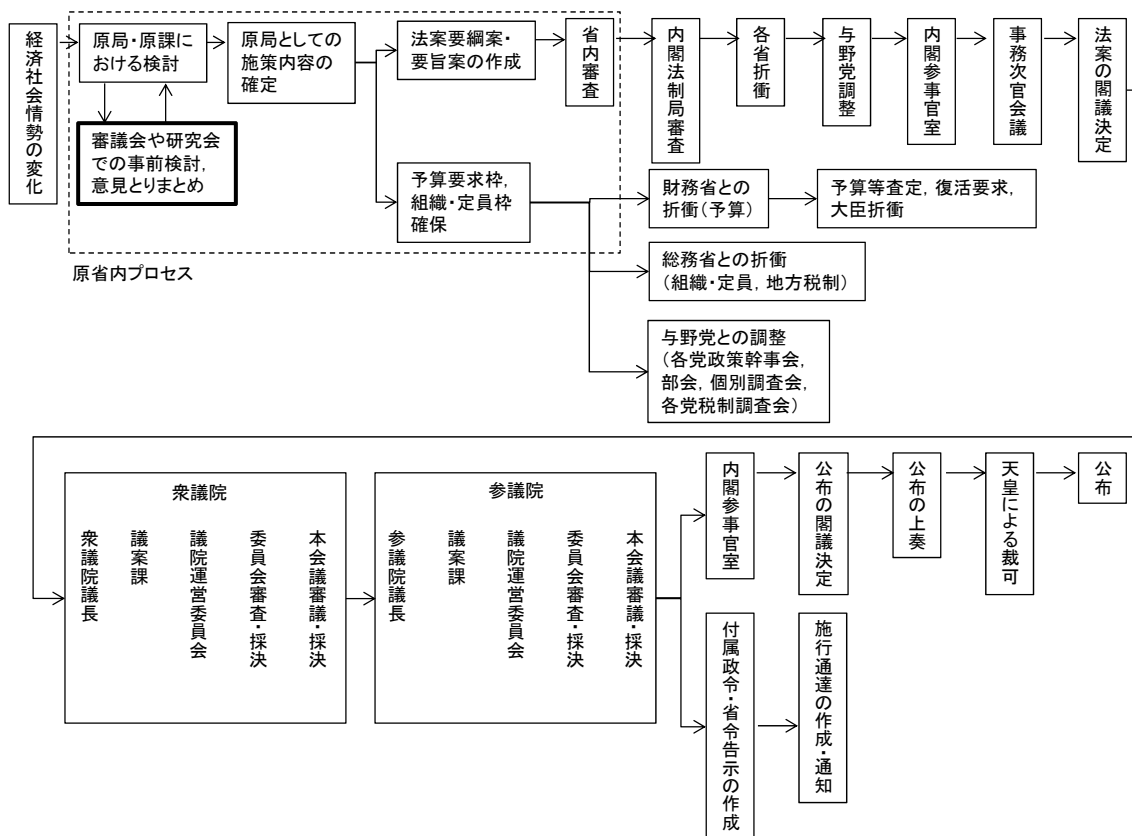
このような行政上行われる会合に着目する理由は2つある。第1に、これらの会合は民間企業と行政とが直接コミュニケーションができる主たるチャンネルのひとつであると考え

² 政策変化を扱った事例主体の研究としては秋吉（2007）、京（2011）、深谷（2012）など。

られる。純粋なインサイド戦術の場合、第三者は民間と行政の接触を観察することができないが、このような行政上の会合は、各省庁がウェブサイト上に、開催日、参加者、議事録等が公開されている。ただし、これらの会合についての詳細な統計が存在しておらず、個別事例研究で言及されることは多いものの、全体像や各省庁の特徴は明らかになっていない。

第 2 に、これらの会合での議論は政策形成プロセスの出発点であり、政策の原案を検討する場である。日本における唯一の立法機関は国会であるが、その前段階には多段階からなる政策形成と立法のプロセスが存在している。図 1 は立法プロセスの一例を示した図である。両議院での審議にかけられる政府提案の法案が形成されるのは、事実上各省内部の行政官（官僚）らによる問題の設定、施策の立案の結果であり、それらの法案の検討を行う行政官が参考にするのは、審議会や研究会等諮問機関における議論である。法案や予算案の原案に対して、継続的に意見を伝え、議論することができるこれらの会合は、実質的な政策形成の場になることが非常に多いといえよう。

図 1 立法過程の模式図



(出所) 井山 (1997), 曾根 (2003, p.48) を参考に, 筆者作成。

審議会及び懇談会の相違点は, 法的な制限・規制にある。それぞれの特徴を概観しておくことに試用。審議会は国家行政組織法第 8 条 1 項等に法的根拠がある会合である。審議会や審査会, 委員会等の名称を伴うことから, 行政用語では“審議会等”と称される。審議会は, 行政の民主化, 専門知識の導入, 利害の調整, 行政の総合調整などを目的として設置される。また, 既存研究では, 行政の原案を権威づけるための機関, あるいは責任を転嫁するための機関になっているという批判が挙げられている³。

審議会は, 法律や政令により設置根拠や運営規則が定められている。従って, 行政官は自らの権限では審議会を新規に設置したり廃止したりすることはできず, 政権の統制下にあるといえる (曾我, 2006)。委員の選任においても, ガイドライン等によって制限がかけられているため, 行政官が全てを自由に選任できるわけではない。委員は同時に他の審議会委員の兼任を 3 つまでに制限されている。また, 委員に占める女性委員の比率を 3 割以上にすることが目標として定められている。任期は 2 年程度であり, 任期の継続回数にも制限が定められている。

行政機関は審議会の役割を「基本的政策型」「法施行型」という 2 つのカテゴリーに分類している。基本的政策型審議会は政策立案の原案を審議し, 大臣の諮問に答申したり, 意見したりすることを基本的な職務としている。法施行型審議会は既存の法律に定められた役割について審議を行ったり, 準司法的な機能として調停や審査を行うことが職務とされている。基本的政策型審議会を諮問機関, 法施行型審議会を参与機関と称することもある。ただし, 全ての審議会が明確にこのように役割分化されているわけではなく, 法施行型に分類されている審議会であっても, 政策立案について議論されることがある。

懇談会は, 審議会よりも公式度の低い会合であり, 一般的には名称に懇談会や研究会がつくものが多い。委員の選任においても規制がないために, 行政官が自由に委員を選任することができる。懇談会等の議論の結論は法的な強制力をもたず, 報告書等が政策にあたえる影響力は間接的なものである。

これらの行政上行われる会合では, 必要に応じてサブセクションを設置することができ

³ 審議会に関する制度上の特徴や論点について検討した研究は数多い。古くは阿部 (1978) や川口 (1978) など『地域開発』にて特集が組まれており, 近年の研究では川崎 (1999), 岡本 (2001a, 2001b), 西川 (2007), 寺 (2010) などが挙げられる。

る。サブセッションでは、より専門性の高い議論や、法案の原案を起草するといった実務的な検討が行われる。特に審議会では、サブセッションが多用される。審議会の総数を抑制するように申し合わせがなされていることから、行政官の発案で新規の審議会を設置するのは難しい状況にある。そのために、新しい問題の出現に対して、サブセッションを設置するのである。サブセッションは一般に分科会、部会、小委員会、ワーキンググループ等の名称が付けられ、本論の調査では最大 4 階層にいたることが確認されている。これらのサブセッションは必ずしも階層的な情報伝達が想定されているわけではなく、事前の取り決めにより本会議の決定に変えることもできる。したがって、サブセッションは独立した会合として捉えることもできるのである。

さらに、これらのサブセッションは親会議に比べて委員選任の制限事項が少ない。審議会によっては分科会レベルの委員であっても総理大臣や国務大臣の指名を必要とする審議会もあるものの、審議会会長の推薦や審議会の決議で決めることができる場合もある。審議会の開催動向を検討する際には、これらのサブセッションの開催状況を含めて検討する必要がある。

既存の情報蓄積

審議会に関する情報は、総務省が『審議会総覧』として蓄積している。審議会名、設置根拠、設置年月日、設置目的、委員名、委員の所属、任期、主な答申等の情報がまとめられている。類似の内容は内閣府『審議会委員等データベース』において電子データベースとして運用されており、行政機関内部で、委員の兼任状況を調査する際に用いられている。

懇談会については、継続的な統計の蓄積が行われていないために、行政機関や研究者による調査結果が参考となる。辻中（1985）を端緒として、民間調査会社による調査（1985年、1987年）、総務庁による調査（1996；1998）、金（1998）、辻中・濱本（2009）等の調査が存在している。表 2 は既存の調査の一覧である。省庁再編以前の段階では年間 300 会合程度、近年では 1 年半で 700 以上の会合が開催されており、懇談会は多用される傾向にある。

表 2 懇談会に関する既存研究と、確認された会合数

期間	懇談会等 (親会議)	情報源	備考
昭和59年1月-60年9月	298	辻中(1985)	新聞報道に登場した会合を調査
昭和59(1984)年度	295	富士経済(1985)調査	
昭和61(1986)年度	296	富士経済(1987)調査	
平成8(1996)年度	251	総務庁調査	1回以上開催のあった会合数, ただし報告書を作成しない懇談会は除外されている
平成10(1998)年度	269	総務庁調査	1回以上開催のあった会合数, ただし報告書を作成しない懇談会は除外されている
平成19年1月-平成20年9月	727	辻中・濱本(2009)	ウェブ+新聞報道。本調査のデータでは同期間(1年半)で693。

ただし、これらの『審議会総覧』や『審議会委員等データベース』、あるいは懇談会に関する既存調査は、親会議に関する情報に限られており、分科会や部会等、サブセクションとして設置された会合やその委員の情報が収集されていない。また、会合の開催日に関する情報も収集されていないため、どの程度の頻度や期間会合を開催しているのか、実質的な政策形成の“場”の動向を検討するためには不十分な状況にある。

近年の会合については、インターネットを通じてサブセクションを含めた開催情報を収集することが可能となっている。1999年に情報公開法が定められ、「審議会等の運営に関する指針」や「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」等の申し合わせやガイドラインにおいて議事要旨等を原則公開する旨が定められたために、審議会や懇談会に関する情報は各省庁のウェブサイトで公開が進められている。

4. 収集手続きと結果の概要

収集した会合は、日本の行政機関 1 府 12 省庁及び、これら中央省庁の外局と行政委員会で開催された合議制の会合である。会合開催日が 2001 年 1 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日の 12 年 3 ヶ月間の会合について、会合名、主催省庁、会合開催日、会合回数（記載がある場合のみ）の情報を収集した。

中央省庁で開催された審議会等及び懇談会等を収集対象とし、省庁付の研究所等附属機関、独立行政法人、地方支局・分局・部局等が主催した会合は含まれていない。また、中

央省庁の会合でありながら質的な違いや収集精度の問題から本稿の分析から除外している会合が 5 種類ある。①内閣官房あるいは首相官邸など首相直轄に設置された会合，②各省に設置された特別の機関のうち，合議制の会合，③内閣府設置法に定められた重要政策に関する会議，④審議会や懇談会のうち，複数の省庁が協働して開催した合同会議，⑤政治家や行政官のみで構成され，民間有識者が参加しない会合，以上の 5 種類である⁴。

審議会や懇談会，あるいはそれらのサブセクションはひとたび設置されると，複数回開催されるのが通例である。設置された会合の数を「会合数」，開催された会合の回数を「開催回数」と称することにする。本調査では，合計で 4718 の会合について 57441 回の開催情報を入手した。会合数は，サブセクションを独立した会合としてカウントしている。従って，仮に A 審議会に B 分科会というサブセクションがあった場合に，親会議である“A 審議会”とその分科会である“A 審議会 B 分科会”は，それぞれ別の会合として数えることになる。

審議会は行政機関によって基本的政策型あるいは法施行型に分類されている⁵。本論でもこの分類を採用し，2001 年以後に設置された審議会については、『審議会総覧』における設置目的の文面を元に推定を行った。法施行型であると推定した審議会は，設置目的の文面に「…法第…条に関する事項を処理する」のように既存の法律が明記されていることが多い。一方，設置目的が抽象的に「…に関する重要事項について審議し，意見を述べる（諮問に応じる）」と書かれている審議会は基本的政策型審議会であると推定している。

この推定作業により行政上の会合は懇談会か基本的政策型審議会，あるいは法施行型審議会の 3 種類のいずれかに分類される。以下ではこの 3 種類の会合について調査結果を 3 点紹介する。まず第 1 に，記述統計による全体の傾向と本調査に生じているバイアスを紹介する。第 2 に，既存研究で明らかでなかったサブセクションの数を確認する。最後に，省庁毎の傾向を確認し，アドボカシー活動で生じうる問題を検討する。

(ア) 会合数と開催回数の記述統計と本調査の限界

表 3a は 4718 の会合について，各会合の開催回数の記述統計である。1 会合あたりの開催回数は平均で 12.17 回，中央値は 6 回となっている。会合の種別ごとの傾向を確認する

⁴ 除外したこれらの会合の内，①と②，③，④に関しては，今後の検討により対象として含めた分析を追加的に行う予定である。

⁵ 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」閣議決定（平成 11 年 4 月 27 日）。

と、懇談会等が 2311 会合、審議会等が 2407 会合であり、そのうち基本的政策型が 1817 会合、法施行型が 590 会合となっている。懇談会等は平均で 7 回程度であるのに対して、基本的政策型審議会は 14 回程度と倍近い回数が開催されている。法施行型審議会は平均 25 回程度であり、継続的に審議を行っている傾向が確認できる。

表 3a 会合ごとの開催回数の記述統計（単位：回）

	懇談会等	基本的政策型	法施行型	合計
最小値	1	1	1	1
最大値	393	957	1553	1553
中央値	5	7	10	6
平均値	7.17	14.10	25.83	12.17
合計	16581	25620	15240	57441
会合数	2311	1817	590	4718

表 3b 会合ごとの開催回数の記述統計（単位：回，両側 2 年を含まず）

	懇談会等	基本的政策型	法施行型	全種別
最小値	1	1	1	1
最大値	393	957	1553	1553
中央値	6	8	14	7
平均値	8.01	16.09	30.22	14.14
合計	13960	23597	14746	52303
会合数	1743	1467	488	3698

表 4a はこれらの会合の開催期間の要約である。各会合の開催日について、入手できた最新の日付と最古の日付の差に 1 日足した日数をもって開催期間としている。1 度しか開催されなかった会合の期間は 1 日、最長の会合は 4453 日（12.2 年）となっており、本調査の調査期間を超えて継続している会合が存在している。懇談会は中央値が 190 日であり、初めて開催してから解散するまで約半年程度である。基本的政策型は 1 年程度であり、懇談会の倍程度の期間となっている。開催回数と開催期間から、おおよそ月 1 回程度の会合が開かれていることがわかる。

表 4a 開催期間に関する記述統計（単位：日）

	懇談会等	基本的政策型法施行型	全種別	
最小値	1	1	1	1
最大値	4441	4453	4436	4453
中央値	190	383	1181	259
中央値(年)	0.5	1.0	3.2	0.7
平均値	434.6	1002.8	1659.9	806.7
平均値(年)	1.2	2.7	4.5	2.2
N	2311	1817	590	4718

表 4b 開催期間に関する記述統計（単位：日，両側 2 年を含まず）

	懇談会等	基本的政策型法施行型	全種別	
最小値	1	1	1	1
最大値	4441	4453	4436	4453
中央値	221	588	1939	360
中央値(年)	0.6	1.6	5.3	1.0
平均値	524.9	1195.7	1960.7	980.5
平均値(年)	1.4	3.3	5.4	2.7
会合数	1743	1467	488	3698

ただし、表 3a や表 4a は収集できた全サンプルを元に計算された値であるため、2000 年以前にも開催されていた会合や、2013 年 4 月以降にも継続している会合も含まれている。そのため、開催回数や開催期間は全体として過小推計している。この偏りを補正するために、2003 年度から 2010 年度の間に 1 度以上開催された 3698 会合に限った場合の記述統計であるが表 3b 及び表 4b である。このサンプルセットは、全サンプルから両端の 2 年間のみに開催されていて、本調査の期間外にも開催されている可能性が高い会合（最終開催日が 2002 年度以前である会合と、最古の開催日が 2011 年度以降の会合）である。開催期間の中央値はそれぞれ 0.6 年（懇談会）、1.6 年（基本的政策型）、5.3 年（法施行型）となり、審議会は開催期間の長い会合であることが顕著に示されている。

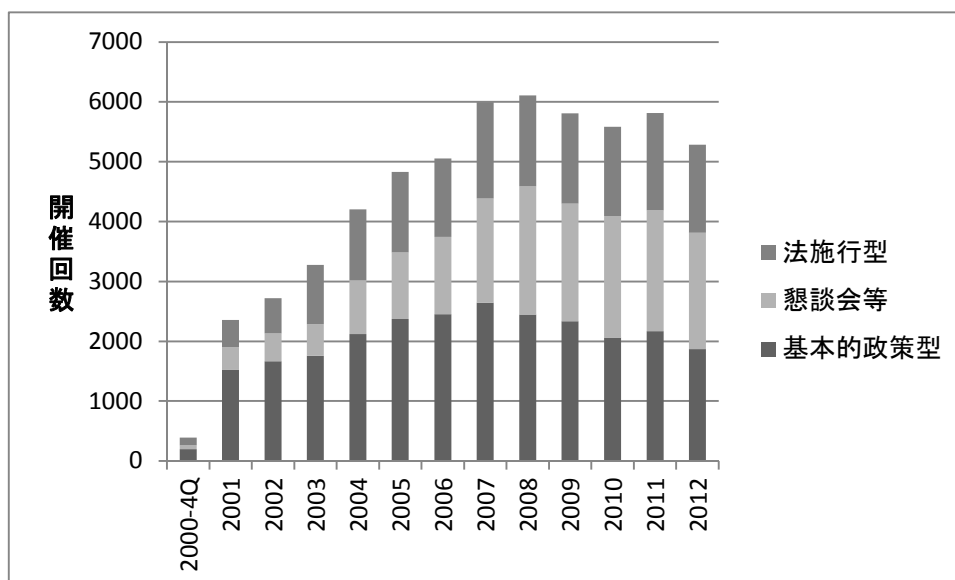
本論のデータは公開情報に基づいているため、収集の方法開催日等の情報が公開されていない審査会等は主に法施行型審議会に分類される⁶。従って、法施行型審議会の開催期間

⁶ 情報が入手できなかつたり、期間中に開催されていなかった 15 審議会等のうち、基本的政策型審議会が 2（内閣府選挙制度審議会、内閣府国会等移転審議会）、法施行型審議会が 13（法務省中央更生保護審査会、厚生労働省労働保険審査会、厚生労働省社会保険審査会、国土交通省運輸審議会、国土交通省中央建設工事紛争審査会、国土交通省中央建築士審査会、環境省公害健康被害補償不服審査会、環境省臨時水俣病認定審査会、金融庁公認会計士審査会、法務省検察官特別任用審査会、法務省公証人審査会、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会、防衛省捕虜資格認定等審査会）であった。

はサンプル・セレクション・バイアスが生じている。

また、過去の年度の情報の中には、すでに削除されている情報やウェブサイトの改組で入手できなくなっている会合が多く含まれる。図 2 に示すように開催回数を年度別に区切ると、2007 年以前の会合数は著しく少なくなっている。これらの古い年度の情報では収集漏れが多く含まれている可能性がある⁷。以降の分析では分析目的に応じて 2001 年～2012 年の全標本を用いる場合と、収集漏れの影響の少ない 2008 年・2012 年の 5 年間分の標本に限って分析を行う場合がある。

図 2 年度別開催回数の推移



(イ) サブセクションの比較

審議会を改廃するには法律や政令の改正を必要とするため、行政官があらたな課題を検討するために会合を新設したい場合、分科会や部会、ワーキンググループといったサブセクションを設置して対処することが一般的である。親会議の数については『審議会総覧』等、行政の記録統計が存在するものの、サブセクションの総数についてはこれまで明らかにされてこなかった。これらのサブセクションに関する情報を収集することで、より実態に近い会合数を把握し、懇談会と審議会の開催状況を比較検討することができる。表 5 の左側は、既存の記録や調査で明らかであったサブセクションを含まない親会議の会合数、右側がサブセクションを含む会合数である。基本的政策型は親会議が 40 弱程度であるのに

⁷ 情報公開法制定直後の公開状況については鈴木（2002）が当時の状況をまとめている。

対して、サブセッションを含む会合数は 450 から 550 程度であり、各審議会は多数の会議の集合体であることがわかる。懇談会は親会議が 500 程度に対してサブセッションが 50 程度であり、サブセッションはほとんど設置されていない。懇談会と基本的政策型審議会の数を比較すると、2009 年にはほぼ同数であり、近年では懇談会の方が多くなっている。

表 5 サブセッションを含んだ会合数

親会議のみ					サブセッション含む				
	懇談 会等	基本的 政策型	法施 行型	全種別		懇談 会等	基本的 政策型	法施 行型	全種別
2008	489	36	57	582	2008	554	583	283	1420
2009	470	37	59	566	2009	555	555	284	1394
2010	472	31	58	561	2010	565	527	279	1371
2011	471	35	64	570	2011	543	467	292	1302
2012	496	38	63	597	2012	550	456	281	1287
2008- 2012	1359	41	70	1470	2008- 2012	1627	1121	462	3210

(注) 年 1 回以上開催された会合に限った数であるため、法的に設置されている審議会の数とは一致しない。

毎年の会合数を確認すると、懇談会及び法施行型審議会の数は安定的であり、基本的政策型審議会の開催回数が減少傾向にある。この傾向は特定の省庁に限った傾向ではなく、厚生労働省と法務省を除くほぼ全ての省で広く減少傾向にある。広範な減少トレンドの原因を特定することは容易ではないが、各省庁の予算や定員も全般に減少傾向にあるので、審議会を開催するために割くことのできる人的・金銭的資源が減少傾向にあるのかもしれない⁸。

(ウ) 省庁毎の傾向

会合数・会合種別を省庁別に確認すると、省庁によって懇談会と審議会の使われ方が多様であることがわかる。表 6 は 2008 年から 2012 年の会合数・開催回数と、それらのうち懇談会が占める比率を省庁別に示した表である。懇談会の比率を確認すると、審議会を専

⁸ 各省の予算については財務省『国の財務書類』における省毎の業務費用の一覧を参照した。職員数は『一般職国家公務員在職状況統計表』における行政職（一）の在職人数を参照した。

ら設置する省庁、懇談会のみ省庁、審議会と懇談会の両方を設置する省庁があることが明らかになった。何らかの業界の監督官庁となる厚生労働省や総務省、農林水産省、経済産業省などは、懇談会をある程度活用している。また、省庁によって会合数や開催回数の量にも大きな差がある。厚生労働省や内閣府のような巨大官庁では 5 年間で 1 万回以上の会合が開催されている。対照的に、外局（庁）や行政委員会では、会合数が数十程度、開催回数も千回に満たない。

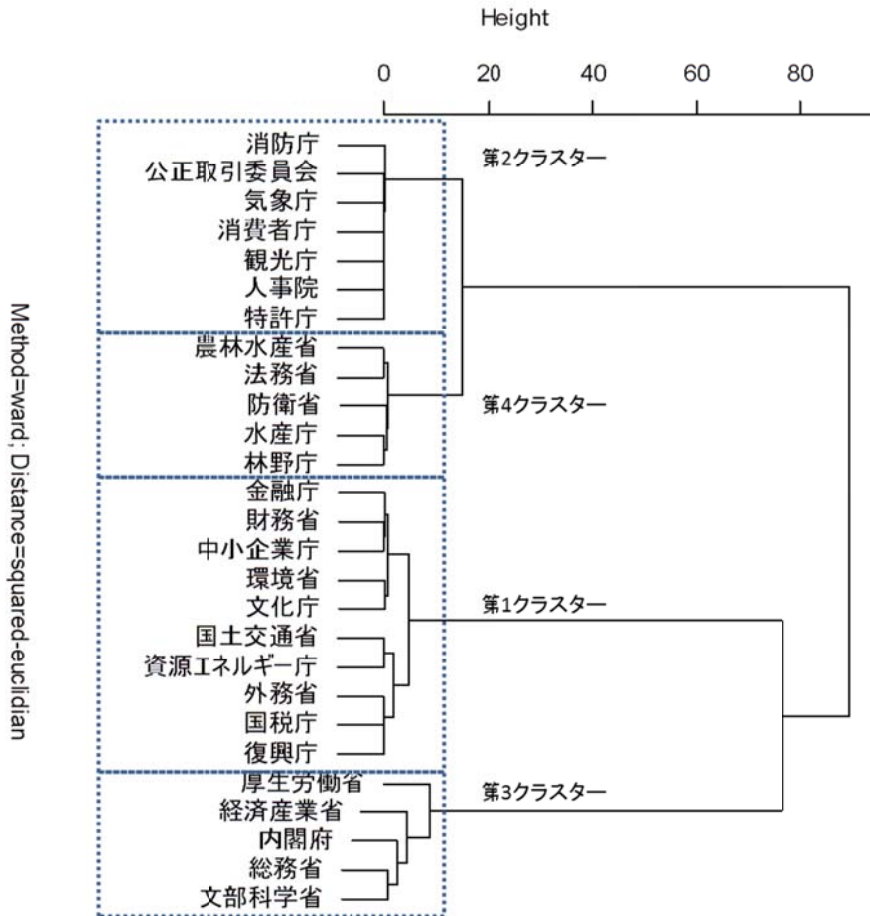
量的にも質的にも多様な各省庁の傾向を把握するために、本論では、ワード法（ユークリッド平方距離）による階層型クラスター分析を行った。用いた変数は、表 5 に記載した各省庁の会合数、会合数に占める懇談会会合比率、開催回数、開催回数に占める懇談会開催比率の 4 変数であり、表 6 は現数値であるが、クラスター分析ではいずれの変数も平均 0 標準偏差 1 に標準化した上で計算している。

表 6 省庁毎の審議会・懇談会活用状況

	会合数計	懇談会会合 比率	開催回数計	懇談会開催 比率	クラスター
厚生労働省	682	71.1%	12284	50.6%	3
文部科学省	505	40.2%	7624	30.1%	3
総務省	399	59.9%	7280	42.4%	3
内閣府	343	32.9%	10944	15.5%	3
経済産業省	317	58.0%	3420	48.4%	3
国土交通省	142	0.0%	1752	0.0%	1
資源エネルギー庁	135	0.0%	1832	0.0%	1
農林水産省	116	60.3%	1854	54.9%	4
環境省	115	29.6%	2066	10.7%	1
法務省	89	68.5%	1298	48.7%	4
消防庁	85	96.5%	738	94.3%	2
文化庁	60	16.7%	1106	13.0%	1
財務省	55	34.5%	1174	28.3%	1
金融庁	38	34.2%	804	14.9%	1
水産庁	30	80.0%	296	51.4%	4
中小企業庁	22	31.8%	170	32.9%	1
消費者庁	21	100.0%	208	100.0%	2
気象庁	20	100.0%	240	100.0%	2
林野庁	20	75.0%	210	52.4%	4
防衛省	19	57.9%	434	41.9%	4
観光庁	14	100.0%	70	100.0%	2
公正取引委員会	11	100.0%	906	100.0%	2
外務省	7	0.0%	230	0.0%	1
人事院	7	100.0%	108	100.0%	2
特許庁	6	100.0%	58	100.0%	2
国税庁	5	0.0%	74	0.0%	1
復興庁	3	0.0%	30	0.0%	1

(注) 会合数、開催回数は 2008 年度から 2012 年度に 1 度以上開催された懇談会と審議会の合計。クラスターは図 3 の第 1～第 4 クラスターに対応している。

図3 省庁のデンドログラム



(注) 表5に示した4変数を標準化し、ウォード法、ユークリッド平方距離により作成した。

計算の結果得られたデンドログラムが図3であり、28の省庁は3つあるいは4つのクラスターにまとめられる。本論では4クラスター分類を採用した⁹。第1クラスターは環境省や国土交通省など、懇談会の比率が低く、審議会を多用するクラスターである。第2クラスターは逆に懇談会のみを用い、審議会が設置されていない外局から成っている。小規模な組織が多く、会合の開催回数も少ない傾向にある。第3クラスターと第4クラスターは、審議会と懇談会の両方を用いて、必要に応じて使い分けしていると推察されるクラスターで

⁹ 変数を懇談会会合数や審議会会合数などの類似の変数に入れ替えて同様のクラスター分析を行うと、第2クラスターと第4クラスターの区分は安定的でなく、全体を3つのクラスターに分類した状態の方がより安定的な結果である。本稿では、仮説の導出を優先するために第2クラスターと第4クラスターを分け、4クラスターで考える事になっている。

ある。このうち、第 3 クラスターには内閣府や総務省、経産省など開催回数が多い省庁、第 4 クラスターには農林水産省、法務省、防衛省など開催回数が少ない省庁が含まれる。

会合種別の形骸化の検証

第 1 クラスターや第 2 クラスターのように審議会と懇談会を使い分けず、一方のみを多用する場合、このような会合区分は形式的な名称にすぎない可能性もある。例えば審議会のサブセクションとして設置された会合でありながら、短期間の情報交換を目的とするサブセクションがあるかもしれない。このような会合種別の形骸化が生じているかどうかを確認するために、各クラスターの会合について、開催期間の平均を比較した。

審議会を多用している第 1 クラスターの審議会開催期間が、審議会と懇談会を使い分ける第 3 クラスターや第 4 クラスターの審議会開催期間よりも短くなっているのであれば、第 1 クラスターの省庁の行政間にとって審議会の名称は形式的なものであり、多様な実態の会合が審議会という単一の名称の元に括られている可能性がある。同様に、懇談会を多用する第 2 クラスターで、懇談会の開催期間が長くなっていれば、懇談会というカテゴリーでありながら、公式度の高い会合として設置された会合があると推測される。

表 7 が各クラスターの開催期間を比較した表である。第 1 クラスターの基本的政策型審議会の開催期間は平均 1152 日で、第 3 クラスターや第 4 クラスターよりも長い。また、第 2 クラスターの懇談会の開催期間は平均 349 日で、第 3 クラスターや第 4 クラスターよりも短い。開催期間を確認する限りは、会合種別の形骸化は確認できなかった。

表 7 クラスター別の会合開催期間

		懇談会等	基本的 政策型	法施行型
第1クラスター	平均(日)	394.3	1152.3	2673.4
	N	135	635	74
第2クラスター	平均(日)	349.6	2388.5	726.7
	N	166	2	3
第3クラスター	平均(日)	445.2	918.5	1412.7
	N	1652	1063	468
第4クラスター	平均(日)	440.7	933.9	2626.7
	N	358	117	45

(注) 全期間 (2001-2012), 全サンプルの平均値である。

解釈

多用される会合種別の違いがある程度各省庁の情報収集活動を反映していると仮定すると、アドボカシー活動にどのような影響を与えるだろうか。第 2 クラスターのように懇談会のみを開催する庁の場合、委員の選任に制限が無く、専門的見地からの意見交換は容易に行うことができる可能性が高い。ただし、その後の政策の正統化段階に関与し続けたり、既存のコミュニケーション・チャンネルを強化維持したい段階では、審議会がないために制度上の後押しを得られない可能性がある。

第 1 クラスターのように審議会が多用される省庁の場合、初期の接触が難しかったり、あるいは初期の接触が非公式な直接コミュニケーションによって行われるために、他社の動向が判別しづらいという状況が考えられる。また審議会が多用されるために、既にコミュニケーション・チャンネルを確立したアクターとそうでないアクターとの間で意見の反映度合いに大きく差が付く可能性がある。例えば、業界団体や業界内の主要企業と異なる立場にある企業は自社の意見を反映することが難しくなるかもしれない。

5. 終わりに

本論では、中央省庁で開催される審議会・懇談会についてサブセクションを含んだ会合情報を収集した。既存研究では明らかで無かったのは審議会のサブセクション開催状況である。40 弱の基本的政策型審議会のサブセクションが 450～550 に至ること、近年は基本的政策型審議会が減少傾向にあり、懇談会の会合数の方が多くなっていることなどが明らかになった。また、懇談会の活用状況は省庁によって大きく異なり、審議会を多用する省庁や懇談会のみを開催する省庁があること、このような傾向の違いによって、行政機関と民間企業とのコミュニケーション・チャンネルを築く際に生じる問題が異なる可能性が示された。

本稿では分析に含むことができなかったが、各会合の委員名簿の情報を収集することで、審議会と懇談会の委員構成の違いを検討することができる。行政機関が各種会合をどのように使い分けているのかについて、より詳細な発見事実が得られるはずであり、今後の課題としたい。

6. 参考文献

- 秋吉貴雄 (2007) 『公共政策の変容と政策科学—日米航空輸送産業における2つの規制改革—』 有斐閣。
- 阿部斉 (1978) 「審議会制度の推移 (政策決定と審議会-1)」 『地域開発』 :8-14。
- 井山嗣夫 (1997) 「政府立法の制定過程: 国鉄改革関連法案を例にして」 中村睦男・前田英昭編 『立法過程の研究』 信山社出版, pp. 255-281。
- 岡本全勝 (2001a) 「中央省庁改革における審議会の整理 (上)」 『自治研究』 77 (2): 47-67。
- 岡本全勝 (2001b) 「中央省庁改革における審議会の整理 (下)」 『自治研究』 77 (7): 64-86。
- 尾田基 (2013) 『新事業の社会的正当性』 一橋大学大学院商学研究科博士論文。
- 川口浩 (1978) 「審議会制度論の変遷 (政策決定と審議会-2)」 『地域開発』 :27-32。
- 川崎政司 (1999) 「審議会制度の功罪と展望—政策形成過程における審議会の役割と限界」 『議会政策研究会年報』 :121-155。
- 京俊介 (2011) 『著作権法改正の政治学: 戦略的相互作用と政策帰結』 木鐸社。
- 金雄熙 (1998) 『同意調達の浸透性ネットワークとしての政府諮問機関に関する研究』 筑波大学大学院国際政治経済学研究科博士論文。
- 城山英明・鈴木寛・細野助博編著 (1999) 『中央省庁の政策形成過程』 中央大学出版部。
- 城山英明・細野助博編著 (2002) 『続・中央省庁の政策形成過程』 中央大学出版部。
- 鈴木美岐子 (2002) 「行政情報のWebコンテンツ化」 『情報管理』 45:534-543。
- 総務庁 (1997) 『行政管理・総合調整白書: 総務庁年次報告書 (平成9年版)』 341。
- 曾我謙悟 (2006) 「政権党・官僚制・審議会: ゲーム理論と計量分析を用いて」 『レヴァイアサン』 39: 145-69。
- 曾根泰教 (2003) 「政治における情報公開」 『公共政策研究』 3:46-54。
- 辻中豊 (1985) 「私的諮問機関の役割と靖国懇」 『ジュリスト』 848: 67-76。
- 辻中豊・濱本真輔 (2009) 「行政ネットワークにおける団体-諮問機関と天下り」 辻中豊・森裕城編 『第二次 団体の基礎構造に関する調査 (日本全国・社会団体調査) 報告書』 261-288。
- 辻中豊・森裕城編 (2010) 『現代市民社会叢書 2: 現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』 木鐸社。
- 寺洋平 (2010) 「国家行政組織における「審議会等」および「懇談会等」について (1)」 『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』 1-15。
- 内閣官房内閣参事官室・内閣官房内閣内政審議室・総務庁行政管理局 (1999年10月29日) 「審議会等の公開等の推進状況に関するフォローアップ調査結果について (概要)」。
- 西川明子 (2007) 「審議会等・私的諮問機関の現状と論点 (小特集: 政治における政策決定過程)」 『レファレンス』 57:59-73。

原田久（2012）「中央省庁における情報資源調達活動の実証研究」『立教法学』86:28-45。

深谷健（2012）『規制緩和と市場構造の変化』日本評論社。

富士経済（1985）『官公庁私的諮問委員会マーケティング総覧』上巻・中巻・下巻。

富士経済（1987）『官公庁私的諮問委員会実態調査総覧』。

笠京子（1995）「省庁の外郭団体・業界団体・諮問機関」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第4巻』有斐閣。

山本英弘（2010）「利益団体のロビイング：3つのルートと政治的機会構造」辻中豊・森裕城編『現代市民社会叢書2：現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社，215-236。

付録1 審議会の運営規則等

名称	運営規則	名称	運営規則
外務省海外交流審議会	不存在	国税庁国税審議会	国税審議会議事規則
外務省外務人事審議会	調査中	国土交通省運輸審議会	運輸審議会一般規則
外務省独立行政法人評価委員会	調査中	国土交通省奄美群島振興開発審議会	国土交通省奄美群島振興開発審議会会議規則
環境省公害健康被害補償不服審査会	不存在	国土交通省交通政策審議会	調査中
環境省中央環境審議会	中央環境審議会議事運営規則	国土交通省航空・鉄道事故調査委員会	調査中
環境省独立行政法人評価委員会	環境省独立行政法人評価委員会の運営方針について	国土交通省国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設会議議事運営規則
環境省有明海・八代海等総合調査評価委員会	有明海・八代海等総合調査評価委員会の運営方針について	国土交通省国土審議会	国土審議会運営規則
環境省臨時水俣病認定審査会	不存在	国土交通省社会資本整備審議会	社会資本整備会審議会運営規則
金融庁企業会計審議会	企業会計審議会議事規則	国土交通省小笠原諸島振興開発審議会	小笠原諸島振興開発審議会会議規則
金融庁金融機能強化審査会	金融機能強化審査会運営規程	国土交通省中央建設業審議会	調査中
金融庁金融審議会	金融審議会議事規則, 金融審議会分科会議事規則	国土交通省中央建設工事紛争審査会	調査中
金融庁公認会計士・監査審査会	公認会計士・監査審査会運営規程	国土交通省中央建築士審査会	調査中
金融庁公認会計士審査会	不存在	国土交通省土地鑑定委員会	地価公示調査組織規程
金融庁自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償責任保険審議会規則	国土交通省独立行政法人評価委員会	国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則
金融庁証券取引等監視委員会	調査中	財務省関税・外国為替等審議会	関税・外国為替等審議会議事規則
経済産業省化学物質審議会	化学物質審議会運営規程	財務省関税等不服審査会	調査中
経済産業省計量行政審議会	計量行政審議会運営規程	財務省財政制度等審議会	財政制度等審議会議事規則, 財政制度等審議会運営方針
経済産業省産業構造審議会	産業構造審議会運営規程	財務省独立行政法人評価委員会	独立行政法人評価委員会議事規則
経済産業省消費経済審議会	消費経済審議会運営規程	資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会	総合資源エネルギー調査会運営規定
経済産業省独立行政法人評価委員会	経済産業省独立行政法人評価委員会運営規程	資源エネルギー庁調達価格等算定委員会	調達価格等算定委員会 運営規程
経済産業省日本工業標準調査会	日本工業標準調査会規則	消防庁消防審議会	不存在
経済産業省輸出入取引審議会	調査中	水産庁水産政策審議会	水産政策審議会議事規則
厚生労働省がん対策推進協議会	がん対策推進協議会運営規程案	総務省恩給審査会	恩給審査会運営規則
厚生労働省医道審議会	医道審議会運営規程	総務省国地方係争処理委員会	国地方係争処理委員会の審査の手續きに関する規則
厚生労働省援護審査会	援護審議会議事規則	総務省情報通信行政・郵政行政審議会	情報通信行政・郵政行政審議会議事規則 等
厚生労働省肝炎対策推進協議会	肝炎対策推進協議会運営規程	総務省情報通信審議会	情報通信審議会議事規則
厚生労働省厚生科学審議会	厚生科学審議会運営規程	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会	政策評価・独立行政法人評価委員会議事規則
厚生労働省疾病・障害認定審査会	疾病・障害認定審査会運営規程	総務省退職手当・恩給審査会	退職手当・恩給審査会運営規則等
厚生労働省社会保険審査会	社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則	総務省地方財政審議会	地方財政審議会固定資産評価分科会会議規則 等
厚生労働省社会保障審議会	社会保障審議会運営規則	総務省電気通信事業紛争処理委員会	電気通信事業紛争処理委員会運営規程
厚生労働省中央最低賃金審議会	中央最低賃金審議会運営規程	総務省電気通信紛争処理委員会	電気通信紛争処理委員会運営規程
厚生労働省中央社会保険医療協議会	中央社会保険医療協議会議事規則	総務省電波監理審議会	電波監理審議会議事規則
厚生労働省独立行政法人評価委員会	厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程	総務省統計審議会	統計審議会会議内規
厚生労働省薬事・食品衛生審議会	薬事分科会規程, 薬事分科会参加規程	総務省独立行政法人評価委員会	総務省独立行政法人評価委員会議事規則
厚生労働省労働政策審議会	労働政策審議会運営規程	総務省年金記録確認中央第三者委員会	年金記録確認中央第三者委員会運営規則
厚生労働省労働保険審査会	調査中	総務省年金業務監視委員会	年金業務監視委員会運営要領

付録1 審議会の運営規則等（続き）

名称	運営規則	名称	運営規則
総務省郵政審議会	郵政審議会議事規則	農林水産省独立行政法人評価委員会	農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則
中小企業庁中小企業政策審議会	中小企業政策審議会運営規程	農林水産省農業資材審議会	農業資材審議会議事規則
特許庁工業所有権審議会	工業所有権審議会運営規程	農林水産省農林漁業保険審査会	農林漁業保険審査会運営規程
内閣府沖縄振興審議会	沖縄振興審議会運営規則	農林水産省農林物資規格調査会	農林物資規格調査会運営規程
内閣府官民競争入札等監理委員会	官民競争入札等監理委員会運営規則	復興庁復興推進委員会	復興推進委員会運営要領
内閣府規制改革・民間開放推進会議	規制改革・民間開放推進会議運営規則	文化庁宗教法人審議会	宗教法人審議会規則
内閣府規制改革会議	規制改革会議運営規則	文化庁文化審議会	文化審議会運営規則
内閣府原子力安全委員会	調査中	文部科学省宇宙開発委員会	宇宙開発委員会の運営等について
内閣府原子力委員会	原子力委員会議事運営規則	文部科学省科学技術・学術審議会	科学技術・学術審議会運営規則
内閣府公益認定等委員会	公益認定等委員会運営規則	文部科学省教科用図書検定調査審議会	教科用図書検定調査審議会運営規則
内閣府公文書管理委員会	公文書管理委員会運営規則	文部科学省原子力損害賠償紛争審査会	原子力損害賠償紛争審査会の運営に関する要領
内閣府国会等移転審議会	調査中	文部科学省国立大学法人評価委員会	国立大学法人評価委員会運営規則
内閣府国民生活審議会	国民生活審議会議事運営規則	文部科学省大学設置・学校法人審議会	調査中
内閣府再就職等監視委員会	再就職等監視委員会会議運営規則	文部科学省中央教育審議会	中央教育審議会運営規則
内閣府衆議院議員選挙区画定審議会	調査中	文部科学省独立行政法人評価委員会	文部科学省独立行政法人評価委員会運営規則
内閣府消費者委員会	消費者委員会運営規程	文部科学省放射線審議会	放射線審議会運営規程
内閣府障害者政策委員会	障害者政策委員会運営規則	法務省検察官・公証人特別任用等審査会	検察官・公証人特別任用等審査会議事細則
内閣府情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会運営規則	法務省検察官適格審査会	検察官適格審査会運営細則
内閣府情報公開審査会	調査中	法務省検察官特別任用審査会	不明(保存期間満了)
内閣府食品安全委員会	食品安全委員会事務局内部組織規則	法務省公証人審査会	不明(保存期間満了)
内閣府税制調査会	税制調査会議事規則	法務省司法試験委員会	司法試験委員会議事細則
内閣府選挙制度審議会	調査中	法務省中央更生保護審査会	不存在
内閣府総合規制改革会議	総合規制改革会議運営規則	法務省日本司法支援センター評価委員会	日本司法支援センター評価委員会運営規則
内閣府地方制度調査会	地方制度調査会会議規則	法務省法制審議会	法制審議会議事規則
内閣府地方分権改革推進委員会	地方分権改革推進会議運営規則	防衛省自衛隊員倫理審査会	調査中
内閣府地方分権改革推進会議	地方分権改革推進会議運営規則	防衛省独立行政法人評価委員会	調査中
内閣府中央障害者施策推進協議会	中央障害者施策推進協議会運営規則	防衛省捕虜資格認定等審査会	調査中
内閣府統計委員会	統計委員会運営規則	防衛省防衛施設中央審議会	防衛施設中央審議会運営規則
内閣府道路関係四公団民営化推進委員会	道路関係四公団民営化推進委員会議事規則	防衛省防衛人事審議会	防衛人事審議会運営規則
内閣府独立行政法人評価委員会	内閣府独立行政法人評価委員会議事規則	防衛省防衛調達審議会	調査中
内閣府民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等活用事業推進委員会規則	林野庁林政審議会	林政審議会議事規則
農林水産省獣医事審議会	調査中		
農林水産省食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村政策審議会議事規則		

(出所) 各省庁ウェブサイト及び関係機関への聞き取りによる (2014年4月現在)。

(注 1) 各審議会の設置根拠を定めた法制令は『審議会総覧』にまとめられている。運営規則等の運用ル

ールは、各審議会で名称が一定で無く、定められていない場合もあるために一覧を作成した。

(注2) 表中「不存在」は各省庁に問い合わせた結果該当する文書が無いとの回答を得たもの。「調査中」は2014年4月現在、各省庁に調査依頼を継続中であり、不存在かどうかの判定がなされていない状況である。

付録2 審議会の統廃合経緯 (1/4)

2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年
外務省海外交流審議会											
外務省 外務人事審議会		外務省外務人事審議会(改組)									
		外務省独立行政法人評価委員会									
		環境省有明海・八代海等総合調査評価委員会									
環境省公害健康被害補償不服審査会											
環境省中央環境審議会											
環境省独立行政法人評価委員会											
環境省臨時水俣病認定審査会											
			金融庁金融機能強化審査会								
金融庁金融審議会											
金融庁企業会計審議会											
金融庁 公認会計士審査会			金融庁公認会計士・監査審査会								
金融庁自動車損害賠償責任保険審議会											
金融庁証券取引等監視委員会											
経済産業省化学物質審議会											
経済産業省計量行政審議会											
経済産業省産業構造審議会											
経済産業省消費経済審議会											
経済産業省独立行政法人評価委員会											
経済産業省日本工業標準調査会											
経済産業省輸出入取引審議会											
厚生労働省医道審議会											
厚生労働省援護審査会											
								厚生労働省 肝炎対策推進協議会			
								厚生労働省がん対策推進協議会			
厚生労働省厚生科学審議会											
厚生労働省疾病・障害認定審査会											
厚生労働省社会保険審査会											
厚生労働省社会保障審議会											
厚生労働省中央最低賃金審議会											
厚生労働省中央社会保険医療協議会											
厚生労働省独立行政法人評価委員会											
厚生労働省薬事・食品衛生審議会											
厚生労働省労働政策審議会											
厚生労働省労働保険審査会											
国税庁国税審議会											
国土交通省奄美群島振興開発審議会											
国土交通省運輸審議会											
国土交通省小笠原諸島振興開発審議会											
国土交通省航空・鉄道事故調査委員会											

審議会の統廃合経緯 (2/4)



審議会の統廃合経緯 (3/4)

2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年
							内閣府再就職等監視委員会				
			内閣府衆議院議員選挙区画定審議会								
								内閣府消費者委員会			
内閣府 情報公開審査会			内閣府情報公開・個人情報保護審査会								
				内閣府食品安全委員会							
内閣府税制調査会									内閣府税制調査会(非審議会)		
内閣府選挙制度審議会											
内閣府総合規制改革会議			内閣府規制改革・ 民間開放推進会議		内閣府規制改革会議						
内閣府地方制度調査会											
内閣府地方分権 改革推進会議			廃止			内閣府地方分権 改革推進委員会					
											内閣府障害 者政策 委員会
内閣府中央障害者施策推進協議会											
内閣府道路関係四公団民営化推進委員会											廃止
内閣府独立行政法人評価委員会											
内閣府民間資金等活用事業推進委員会											
総務省統計審議会						内閣府統計委員会					
農林水産省食料・農業・農村政策審議会											
農林水産省獣医事審議会											
農林水産省独立行政法人評価委員会											
農林水産省農業資材審議会											
農林水産省農林漁業保険審査会											
農林水産省農林物資規格調査会											
										復興庁復興 推進委員会	
文化庁宗教法人審議会											
文化庁文化審議会											
文部科学省宇宙開発委員会											
文部科学省科学技術・学術審議会											
文部科学省教科用図書検定調査審議会											
						文部科学省国立大学法人評価委員会					
											文部科学省原子力 損害賠償紛争審査会
文部科学省中央教育審議会											
文部科学省大学設置・学校法人審議会											
文部科学省独立行政法人評価委員会											
文部科学省放射線審議会											
法務省検察官特 別任用審査会											
法務省公証人審査会						法務省検察官・公証人特別任用等審査会					
法務省検察官適格審査会											
法務省司法試験 管理委員会						法務省司法試験委員会					
法務省中央更生保護審査会											法務省中央更生保護審査会(改組)

審議会の統廃合経緯 (4/4)

2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年
					法務省日本司法支援センター評価委員会						
法務省法制審議会											
防衛省自衛隊員倫理審査会											
防衛省防衛調達審議会											
					防衛省独立行政法人評価委員会						
防衛省防衛施設中央審議会											
防衛省防衛人事審議会											
林野庁林政審議会											

(出所)『審議会総覧』各年版より筆者作成。毎年の審議会数については寺(2010)などに記載がある。

審議会の新設や改廃権限は政府や国会など政治家にあるため、行政官のみの判断で新設・改廃を行うことはできない。省庁改革以降の12年間の統廃合経緯を確認すると、経済産業省や厚生労働省、国土交通省、農林水産省などではほとんど改廃がないまま維持されている。対照的に、内閣府の審議会は新設されたり廃止されたり、類似の審議会が再度設置されるなど変化が多い。首相や内閣に近いために、政治主導の改革に合わせて改変されることが多くなっていると推測される。